

妊婦さん・産婦さん

赤ちゃん（およそ生後1か月まで）

の 健診・検査の費用助成について

剣淵町では、健康な赤ちゃんの誕生を願い、妊婦さん、産婦さん、赤ちゃんの健診・検査の費用助成をする制度があります。妊娠届けをした日から、妊婦さん、産婦さん、赤ちゃんともに健康にすごせるよう、ぜひご利用ください。

※注意※

- いずれの費用助成に関しても、剣淵町から転出した場合には対象となりませんのでご注意ください。また、転出先の市町村での費用助成に関してご確認することをお勧めします。
- 剣淵町内での転居や氏名の変更により手続きが必要になる場合がありますので、その際にはお知らせください。



◆妊産婦健康診査にかかわる費用の助成◆

妊産婦健康診査は、定期的に健診を受けることで妊産婦さんの健康状態と赤ちゃんの発育状態を常にチェックし、安心・安全に妊娠期間を過ごすことが目的に行われる健診です。また、もし健診で妊婦さん、産婦さんや赤ちゃんに異常が見つかった場合でも、早期に適切な対応を取ることができます。町内には産科医療機関がないため、交通費の費用助成も行っていますのでぜひご利用ください。産科医や助産師の指示に従い、必ず健診を受けましょう。



☆健診の費用の助成☆

対象 剣淵町に住民票のある妊婦、(妊娠届出以降)

産後概ね1か月以内の産婦

生後概ね1か月以内の赤ちゃん

内容 妊婦一般健診(妊娠全期間を通して14回前後)および精密検査(一般健診の結果必要となった検査費用)および産婦健康診査(2回以内) および1か月児健康診査(1回以内) にかかわる費用の助成
※外来での治療及び入院にかかる費用は除きます

方法

妊娠届出時に、[妊婦一般健康診査受診票]と[超音波検査受診票]と[産婦健康診査受診票][1か月児健康診査受診票]の4種類の受診票を発行します。健診の日には母子手帳と受診票を産科医療機関の窓口へ提出してください。受診票に記載されている検査を無料で受けることができます。※健診の費用は、医療機関から健診の結果とともに町に請求され、町が医療機関に直接お支払します。

道外の医療機関では受診票は使えません。また、道内でも一部の医療機関では使えない、もしくは自己負担が発生する場合があります。その場合は、医療機関の窓口で支払いし、後日申請することが可能です。(申請の方法は、精密検査と同じ方法です)

<精密検査の場合>

医療機関の窓口で、検査にかかった費用を支払い、ふれあい健康センター窓口(健康福祉課保健グループ)にて、申請手続きをしてください。後日、指定口座へお振込みいたします。ただし、妊娠期の検査にかかった費用に限ります。

自己負担した健診(検査)費用の助成を申請したい場合必要なもの
領収書*・印鑑・振込先を確認できるもの(通帳など)
*検査項目がわかるように明記されたものもしくは診療明細書を添付されたもの

発行市町村名		剣淵町		No. 1	
妊婦一般健康診査受診票(医療機関用)					
(第1回標準受診時期:第8週前後)					
フリガナ	ケンブチ ハナコ				
妊婦氏名	剣淵 花子				
生年月日	平成 5年 1月 1日生(25)歳				
居住地	上川郡剣淵町 仲町 28番 1号				
電話番号	090 - 1234 - 5678				
妊娠届出日	XX年 4月 1日	分娩予定日	XX年 1月 1日		
健康診査の結果					
(医療機関記入欄)					
健康診査年月日	年 月 日				
検査結果	HBs抗原	(-)			
	HCV抗体	(-)			
	HTLV-1抗体	(-)			
	1 異常なし	健診結果が2,3の			
実施委託機関名	2 要精密健診				
	3 要治療				
	担当医師名				
(注)					
1 この受診票1枚につき1回受診することができます。					
2 この受診票での標準受診時期は妊娠8週前後までですが、この時期以外であっても市町村が交付した場合は、標準受診時期にかかわらず、この受診票に基づき健診を受けることができます。					
3 妊婦一般健康診査を受けるときは、この受診票及び母子健康手帳を必ず定められた医療機関へ持参してください。					
4 この受診票で公費負担となる健診項目は、以下の通りです。 問診・診察、血圧・体重測定、尿検査(尿中一般物質定性半定量検査)、血液学的検査(東精字検査(グルコース)、免疫学的検査(ABO血液型・Rh血液型、予備抗体、梅毒血清反応、ヒト免疫グロブリン、トキソプラズマ抗体、B型肝炎抗原、C型肝炎抗原、HTLV-1抗体)、子宮頸がんア検査、細菌性炎症検査 なお、この受診票で受診可能な健診項目の中には、超音波検査は含まれていません。					
5 この受診票を使用しても、上記項目以外の検査、疾病の治療等、診療内容によっては自己負担が必要となります。					
6 この受診票を使用できるのは、剣淵町内にお住まいの方(住民票のある方)です。剣淵町を転出した場合は、使用できませんので、転出先の市町村で受診票等の交付を受ける必要があります。					

- ① 妊婦一般健康診査受診票 No.1 (第8週前後) ~No.14 (第39週前後)
- ② 超音波検査受診票 No.15-1 ~ No.15-14
- ③ 産婦健康診査受診票 No.1 ~ No.2
- ④ 1か月児健康診査受診票 No.1

*いずれの受診票も妊娠届出時には8回分(No.1~No.8、No.15-1~No.15-8)まで発行しています。9回目以降と産婦、1か月児の分は、第28~30週前後で保健師から体調確認等連絡をさせて頂いた上でお渡しします。

☆妊産婦健康診査および出産にかかわる交通費の助成☆

対象 剣淵町に住民票のある妊産婦(妊娠届出以降)

内容 ①マイカー利用時の場合
自宅から医療機関までの距離に応じて助成いたします。
※主に国道を利用し、最短距離で算出します。



区 分	助成金額
往復の使用距離 10km以上 20km未満	400円
往復の使用距離 20km以上 30km未満	600円
往復の使用距離 30km以上 40km未満	800円
往復の使用距離 40km以上 50km未満	1,000円
往復の使用距離 50km以上 60km未満	1,200円
往復の使用距離 60km以上 70km未満	1,400円
往復の使用距離 70km以上 80km未満	1,600円
往復の使用距離 80km以上 90km未満	1,800円
往復の使用距離 90km以上 100km未満	2,000円
往復の使用距離 100km以上	2,200円

裏面に続きます→

②公共交通機関利用の場合

剣淵町から受診先の最寄の JR 駅までの交通費の往復代を助成
 士別市立病院の場合 (剣淵～士別 300円 の往復代) 600円
 名寄市立病院の場合 (剣淵～名寄 750円 の往復代) 1,500円
 旭川市内の病院の場合 (剣淵～旭川 1,130円 の往復代) 2,260円

方法 妊娠届出時に、申請書を3枚記入していただきます。受診票を用いて受けた妊産婦健診の結果は、翌月町に報告され、受診先と回数を町で確認します。出産時の交通費については、出生届提出時の母子手帳のコピーで確認します。数か月分まとめて指定口座にお振込みいたします。

※里帰り出産などにより、名寄市、士別市、旭川市以外の医療機関を受診した場合は、費用助成の対象とはなりません。

4月～7月に受けた健診…8月下旬～9月上旬にお振込み
8月～11月に受けた健診…12月下旬～翌年1月上旬にお振込み
12月～翌年3月に受けた健診…4月下旬～5月上旬にお振込み

◆新生児聴覚検査にかかわる費用の助成◆

赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。生まれつき、両側の耳の聞こえに異常があるお子さんは、1,000人に1～2人とされています。この検査により、聴覚の異常を早期に発見し適切な治療を行うことで、言葉の発達への大きな効果が期待できます。聞こえの障害は目に見えず発見が遅れがちですが、早期に発見するためにも、新生児聴覚検査を受けることをお勧めします。

多くは、出産した医療機関において、出生後2日～退院前に行われます。赤ちゃんが



眠っている間にヘッドホンのような機械を当てて、その反応を記録する方法で、5分程度で実施でき、痛みは全くありません。出産予定の医療機関で事前に実施の有無を確認しておきましょう。実施していない場合は、他院出生児の受け入れをしている医療機関がありますので、そちらを受診しましょう。

対象 剣淵町に住民票のある生後3か月までの乳児の保護者

内容 自動聴性脳幹反応検査(A-ABR検査)またはスクリーニング用耳音響放射検査(OAE)を受け医療機関に支払った検査料の

額を、上限8,000円として助成します。

方法

【新生児聴覚検査受診票】を発行します。母子手帳と受診票を産科医療機関の窓口へ提出してください。受診票に記載されている検査を上限額まで無料で受けることができます。

※検査の費用は、医療機関から検査結果とともに町に請求され、町が医療機関にお支払します。上限額を超える分については、医療機関窓口で直接お支払いください。

道外の医療機関では受診票は使えません。また、道内でも一部の医療機関では使えない場合があります。その場合は、**医療機関の窓口で支払いし、後日申請することが可能です。**

〈受診券を使わずに検査をした場合〉

医療機関の窓口で検査にかかった費用を支払い、ふれあい健康センター窓口(健康福祉課保健グループ)にて、申請手続きをしてください。後日、指定口座へお振込みいたします。

自己負担した検査費用の助成を申請したい場合必要なもの 検査結果がわかるもの*1・印鑑・領収書*2・振込先を確認できるもの*3 *1 母子手帳のコピーなど *2 新生児聴覚検査の料金が確認できる領収書又はこれに代わるもの(出産費用などに含まれている場合は、明細書の写しを添付) *3 通帳など

近隣で新生児聴覚検査を実施している医療機関	
医療機関名	電話番号
旭川医科大学病院	0166-65-2111
JA 北海道厚生連旭川厚生病院	0166-33-7171
医療法人社団弘和会森産科婦人科病院	0166-22-6125
日本赤十字社旭川赤十字病院	0166-22-8111
市立旭川病院	0166-24-3181
医療法人社団たけだ産婦人科クリニック	0166-34-1188
医療法人社団東光マタニティクリニック	0166-34-8803
医療法人社団豊和会豊岡産科婦人科医院	0166-31-6801
名寄市立総合病院	01654-3-3101

※ 出生医療機関で検査を実施していなく、退院後に希望する場合は、他院出生児の外来検査が可能な医療機関に直接お問い合わせください。

検査の結果が「要再検査(リファア)」だったときには？

生まれたばかりの赤ちゃんは、耳の中に液体が残っていたり、脳の発達はまだ十分でなかったりするため、新生児期の聴覚検査にパスしないことがあります。専門の耳鼻咽喉科(精密検査実施医療機関)でさらに詳しい聴力検査を受けていただくことが必要です。

北海道内の精密検査実施医療機関	
旭川	
旭川医科大学病院 耳鼻咽喉科・頭頸部外科	0166-68-2554
札幌	
北海道大学病院 耳鼻咽喉科	011-716-1161
札幌医科大学医学部付属病院 耳鼻咽喉科	011-611-2111
北海道立子ども総合医療・療育センター	011-691-5696
医療法人耳鼻咽喉科 麻生病院	011-731-4133
医療法人徹仁会 厚別耳鼻咽喉科医院	011-894-7003
とも耳鼻科クリニック	011-616-2000

◆RSウイルス感染症予防接種にかかわる費用の助成◆

RSウイルスは小児や高齢者に呼吸器症状を引き起こすウイルスで、生後1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ100%の乳幼児が少なくとも一度は感染するとされています。初めて感染した乳幼児の約7割は軽症で数日のうちに軽快しますが、約3割では咳が悪化し、呼吸困難や細気管支炎の症状が出るなど重症化することがあります。

妊娠中に母子免疫ワクチンを接種することで、お母さんの体内でつくられた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた赤ちゃんが出生時から病原体に対する予防効果を得ることができます。

対象 接種時点で剣淵町に住民票のある妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方

内容 対象期間(妊娠28週0日から36週6日)の間に接種した母子免疫ワクチンの接種料金を全額助成します。

①名寄市立総合病院で接種する場合
 接種費用は無料です。接種当日は予診票と母子健康手帳をお持ちになってください。

②その他の医療機関で接種する場合
 償還払いとなるため、事前に申請が必要になります。接種当日は母子健康手帳、予診票、接種料金をお持ちになってください。

接種後の申請に必要なもの 予防接種実施報告書件助成申請書・領収書・予診票の写し・母子健康手帳 ※接種日から1年以内に申請してください

申請方法の詳細については、別紙(委託外医療機関で予防接種を受けることができます)をご確認ください。